

各位

全3ページ
登録速報(2024-189)
2024年10月9日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

受付日： 2024年10月7日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第 20889 号

名称 ベンレート水和剤 (住友化学(株)登録)

2. 変更を生じた年月日

令和6年10月7日

3. 変更を生じた事項及び変更の内容

農薬登録申請書第8項に(20)として以下の事項を追加し、現行(20)を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

(20) 本剤を使用した場合には、チオファネートメチルを含む剤を使用しないこと。

ただし、種子への処理、種籾への処理および塗布処理を除く。

4. 変更の理由

カルベンタジム系としてグループ評価・基準値設定される上で、各農薬が重複使用されないことを明確にし、また耐性菌発生のリスクを回避するため。

別紙

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れおよび詰まりのないように機体の散布配管、ノズルその他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (3) 水稻の種子消毒の場合は下記の注意を守ること。
 - 1) 消毒前に塩水選を行なうこと。
 - 2) 消毒後は水洗いせずに浸種又はは種すること。
 - 3) 薬液の温度は10℃以下をさけること。
 - 4) 粉衣処理では付着をよくするために予め種子を湿らせ（塩水選水切り後などが適当）湿粉衣すること。
 - 5) 浸種後処理は種子が鳩胸の時期になるまでに行なうこと。
 - 6) 本剤処理を行なった種子の浸種に当つては次の注意を守ること。
 - ① 処理後、種籾を十分風乾してから行なうこと。
 - ② 浸種は停滞水中で行なうこと。
 - ③ 種籾と水の容量比は1：2とし、水の交換は行なわないこと。

ただし、水温が高く種籾が酸素不足になるおそれがある時は静かに換水すること。
- (4) いもち病に対する本剤の育苗箱灌注処理は、本田で発生するいもち病に対しては効果が期待できないので注意すること。
- (5) 薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように処理すること。また、土壌全面に不透水性無孔シートを敷くなど、薬剤処理後の灌水による土壌への浸透をさけること。
- (6) きゅうり、トマトに対して灌注処理する場合は、誤って高濃度で処理すると、退色や生育抑制等の薬害を生じることがあるので、所定濃度を守ること。
- (7) たまねぎ、いちごに対して苗根部浸漬処理する場合は、誤って高濃度で処理すると、いちごでは活着不良、たまねぎでは、初期生育遅延等の薬害のおそれがあるので、使用方法を厳守すること。
- (8) いちごの萎黄病防除に使用する場合は、特に多発地では植付前の土壌くん蒸と本剤処理とを組み合わせるとより有効である。
- (9) こんにゃくの乾腐病防除に使用する場合は、種芋の芽基部を上に向けて並べ、散布液が芽基部に充分かかるように1㎡当り100mL散布すること。
- (10) 麦類の雪腐病防除に使用する場合は、散布は根雪近くに行うこと。

- (11) なすの半身萎凋病に対して灌注処理する場合は、定植前及び定植時処理では葉の黄化、生育抑制等の薬害を生じるおそれがあるので定植後に処理すること。
- (12) りんごのモニリア病に使用する場合は、多発条件下では効果が劣ることがあるので、発病初期に時期を失しないように散布すること。
- (13) なしの枝枯病、胴枯病に対してマシン油乳剤で希釈して塗布する場合は、病斑部及びその周辺に1～2回塗布すること。なお、病斑部を削り取った後塗布する場合は木質部が見えない程度に表皮を薄く削ること。
また、マシン油乳剤はベンレート水和剤に加用の登録のある剤を使用し、マシン油乳剤の注意事項を確認のうえ使用すること。
- (14) かんしょの基腐病に使用する場合は、苗全体が薬液に浸かるように処理すること。
- (15) 桑の胴枯病に使用する場合は散布適期は9月上・中旬である。
- (16) ハウスなどの常温煙霧用として使用する場合は下記の注意事項を守ること。
1) 煙霧用として使用する場合は専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。
特に常温煙霧装置の設定及び使用にあたっては病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
2) 作業はできるだけ夕刻に行ない、作業終了後6時間以上密閉すること。
- (17) たばこ腰折病に対し親床で使用する場合は薬害を生じるおそれがあるので、希釈倍数は2000倍とし、散布量は1㎡当り1～2Lとすること。また、発芽期には使用しないこと。
- (18) 水耕栽培でトルコギキョウを栽培する場合には、廃液は環境中に流出しないように適切に処理すること。
- (19) 本剤及び同系統の薬剤の連続使用によって薬剤耐性菌が出現し、効果の劣った例があるので過度の連用をさけ、なるべく作用性の異なる薬剤を組み合わせ使用すること。
- (20) 本剤を使用した場合には、チオファネートメチルを含む剤を使用しないこと。ただし、種子への処理、種籾への処理および塗布処理を除く。
- (21) 本剤はエトフェンプロックス乳剤またはダイアジノン乳剤と混用した場合、凝固物を生成するため混用をさけること。
- (22) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上